

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育英福祉会の理事及び監事に対して支給する役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 報酬は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-----|---------|
| (1) 理事長 | 年 額 | 36,000円 |
| (2) 理事 | 年 額 | 6,000円 |
| (3) 監事 | 年 額 | 6,000円 |

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は毎会計年度の末日までに支給する。

(報酬の支給制限)

第4条 法人の常勤の職員が、役員を兼ねる場合、第2条に規程する報酬は支給しない

(費用弁償の額)

第5条 役員が公務のため旅行したときは、その旅行につき、費用弁償として次の区分により旅費を支給する。

- (1) 役員が市外旅行をしたときに支給する費用弁償の額は、社会福祉法人育英福祉会旅費規則を準用する。
- (2) 役員が役員会及び研修会等に出席したときに支給する費用弁償の額は、1回につき6,000円とし、監査に出席した場合(1日)は、6,000円を支給するものとする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償は、居住地を起点として計算する。ただし、職務上の滞在地から旅行する場合は、その地を起点とする。

2 前項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、一般職の職員の例による。

(委任事務)

第7条 前各条に定めるもののほか、この規定の旅行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は平成18年4月1日より施行する。(平成18年7月26日理事会決議)

附 則

この規程は平成20年4月1日より施行する

報酬第2条 2 理事長、理事、監事 (〇、〇〇〇円×12ヶ月)を削除する
(平成20年9月2日理事会決議)

付 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。